

6. コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、ステークホルダーの信頼を確保し、企業の社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の最重要課題のひとつであると考えています。この考えの下、事業環境や市場の変化に迅速かつ柔軟に対応して業績向上に努めていくとともに、経営の効率性・透明性を維持・向上させるため、次の基本方針に基づき、経営に対する監督機能や内部統制体制の強化などに取り組み、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

【基本方針】

- (1) 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保することに努める。
- (2) ステークホルダー(株主・顧客・従業員・地域社会等)の権利や立場を尊重し、適切に協働することに努める。
- (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性・公正性を確保することに努める。
- (4) 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえて、取締役会等の役割・責務を適切に果たすことに努める。
- (5) 株主との間で建設的な対話を行うことに努める。

コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、社外取締役2名を含む取締役8名から構成される取締役会及び社外監査役2名を含む監査役4名から構成される監査役会を置く監査役会設置会社です。

毎月開催される取締役会において、重要事項に関する意思決定等を行い、取締役の業務執行に対する監督を行っています。

なお、重要事項に関しては、取締役会の開催前に十分な事前協議を行うために、経営会議を開催しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することで、業務執行体制の強化を図り、経営の効率性を追求しています。

【体制図】

